

# 奈良マスターズ陸上競技連盟 規約

## 第一章 総則

### (名称)

第1条 この団体は、奈良マスターズ陸上競技連盟と称し、以下「連盟」と略称する。

## 第二章 目的および事業

### (目的)

第2条 本連盟は、奈良県における中高齢者陸上競技愛好者をもって組織し、陸上競技の普及と発展を図り、「いつまでも健全な心身の保持増進に努める 生きがいあるライフワーク」に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1、中高齢者陸上競技に関する競技の調査・研究および指導
- 2、陸上競技に関する講習会、実技指導、健康相談など
- 3、中高齢者陸上競技の選手権大会・記録会およびその他の競技会の開催・共催、並びに他の競技会への積極的参加および協力
- 4、中高齢者陸上競技に関する刊行物の発行
- 5、その他 必要な事項

## 第三章 会員

### (種別)

第4条 本連盟の会員は、次のとおりとする。

(1)会員 本連盟の目的に賛同し、奈良県内に在住または勤務する18歳以上のアマチュア陸上競技愛好者とする。

なお、上記基準を満たさない者が入会を希望する場合、理事会の承認をもって入会を許可する。但し、高校生および日本学生陸上競技連合の登録者を除く。

(2)賛助会員 本連盟の事業を援助することを目的に入会した個人または団体

(3)名誉会員 この連盟に特に功労のあった者で理事会の議決をもって推薦された者

2、前項の会員をもって本連盟上の登録会員とする。

3、会員についての必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

### (入会)

第5条 会員を希望する者は、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込むものとする。

ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会費)

第6条 会員は、理事会において別に定めた会費を納入しなければならない。

- 2、名誉会員は、会費を納めることを要しない。
- 3、既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(賞)

第7条 本連盟に多大な貢献をした会員に対し、理事会がこれを推薦し、会長が表彰する。

- 2、表彰内規は、別に定める。

#### 第四章 連盟役員

(役員)

第8条 本連盟に次の役員をおく。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干人
- (3) 理事(常任理事) 若干人
- (4) 理事長 1人(副理事長 若干人)
- (5) 監事 2人
- (6) 名誉会長(副会長)
- (7) 顧問
- (8) 参与

(役員を選任)

第9条 理事は各号から選任する。

- (1) 地域から推薦を受けたもの
  - (2) 学識経験者
  - (3) 会長の指名するもの
- 2、会長および副会長、理事長および副理事長は、理事の互選により選任する。
  - 3、監事は理事会の承認を得て会長が委嘱する。
  - 4、名誉会長(副会長)、顧問、参与は理事会の推薦または承認により会長が委嘱する。

(役員職務)

第10条 会長は、本連盟の業務を総理し、本連盟を代表する。

- 2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、予め会長が指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3、理事長(副理事長)は、理事会の決議に基づき日常の事務に従事し、理事会の議決した事項を処理する。
- 4、理事(常任理事)は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、本連盟の理事会の権限に属する事項を議決し、執行する。

(監事職務)

第11条 次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 本連盟の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務の執行状況を監査すること。
- (3) 財産の状況や業務の執行について、不整の事実を発見したときはこれを理事会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要あるときは、理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第12条 本連盟の役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2、補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3、役員は任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第13条 役員が次の各号の一つに該当するときは、理事現在数の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。この場合、理事会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第14条 役員は無報酬とする。

- 2、役員にはその職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3、前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局の設置)

第15条 本連盟の事務を処理するために事務局を設置する。

- 2、事務局は会長宅に置くか、必要あれば他に変更することができる。
- 3、事務局には、事務局長を置き、必要な職員を置くことができる。
- 4、事務局長および職員は会長が任免する。
- 5、職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 6、前4項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第五章 理事会

(理事会の構成)

第16条 理事会は、本連盟の最高議決機関で会長が招集する。

- 2、理事会の招集は年2回とし、1回は事業年度終了前後3ヶ月以内とする。
- 3、臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に会長が招集する。
  - (1)会長が必要と認めたとき
  - (2)理事現在数3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集請求があった日から14日以内
  - (3)第11条の第4項の規定により、監事から召集の請求があった日から14日以内
  - (4)理事会の招集は少なくとも7日前までに、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。

(理事会の議長)

第17条 理事会の議長は、その理事会において、出席理事の中から選出する。

(理事会の議決事項)

第18条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1)事業計画および収支予算
- (2)事業報告および収支決算
- (3)役員を選出、承認
- (4)規約の改廃
- (5)その他 重要な事項

(理事会の定足数)

第19条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席によって成立する。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の理事を代理人として表決を委任したときは、出席者とみなす。

- 2、議決は、出席者の3分の2以上の賛意をもって決定される。

(議事録)

第20条 理事会の議事については、議事録を作成し、議長のほか当該会議に出席した理事の中から選任された代表2名が署名のうえ、これを保存する。

(会員への通知)

第21条 理事会の議事の要項および議決した事項は、必要に応じて ホームページ等を介し会員に通知する。

(常任理事会)

第22条 常任理事会は、会長、理事長、常任理事をもって構成し、理事会から委任された事項および緊急に処理すべき事項を議決する。

2、常任理事は、理事の互選によって5人以内を置くことができる。

3、その他常任理事会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第六章 専門委員会

(専門委員会)

第23条 本連盟の事業遂行に必要な特定の事項を処理するため、理事会の議決に基づき専門委員会を置くことができる。

2、専門委員会の組織および運営に関する事項は理事会の議決を経て、会長が定める。

## 第七章 会計

(会計)

第24条 本連盟の経費は、次に掲げるもので支弁する。

1、登録会費 2、賛助会費 3、寄付金 4、その他の収入

(特別会計)

第25条 本連盟の特定の事業遂行を目的として特別会計を設置することができる。

ただし、特別会計の設置については、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第26条 本連盟の事業会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第八章 補則

(書類および帳録の備付等)

第27条 本連盟の事務局に、次の書類および帳簿を備えなければならない。

(1)定款

(2)会員の名簿

(3)財産目録

(4)収入支出に関する帳簿および証拠書類

(5)理事会の議事に関する書類

(6)官公署往復文書

(7)その他の必要な書類および帳簿

(細則)

第28条 本連盟の運営に必要な細則については、理事会の議決を経て会長が別に定める。

## 細 則

1、本連盟の事務局を下記に置く。

〒636-0247 奈良県磯城郡田原本町阪手838-1

奈良マスターズ陸上競技連盟事務局

安田 昭雄 電話：0744-32-4772 FAX：0742-90-1417

2、会員登録は年次更新とし、毎年2月末までに所定の用紙に必要事項を記入し、年間費用を添えて事務局まで届け出(登録)する。

年会費 6,000円 (日本マスターズ、近畿マスターズ、奈良陸協の登録含む)

## 付 則

1、改定履歴

2. この規約の施行は1980年10月 1日からとする。

3. この規約の改定は2017年 4月 1日より実施する。

4. この規約の改定は2018年 1月20日より実施する。

改定内容：・第4条および規約全般の改定

・軽微な文言修正・追加・削除等

2、第8条の規定にかかわらず、本連盟の理事および監事は次のとおりとする。

この場合の理事および監事の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

1	理 事	( 会 長 )	菊池 攻
2	理 事	( 顧 問 )	北 良夫
3	理 事	( 副 会 長 )	折橋 洋二
4	理 事	( 副 会 長 )	高下 裕民
5	理 事	( 理 事 長 )	安田 昭雄
6	理 事	( 副 理 事 長 )	村上 貴基
7	理 事	( 事 務 局 長 )	三原 功靖
8	理 事	( 事 務 局 次 長 )	吉永 恒
9	理 事		藤原 章
10	理 事		村岡 眞次
11	理 事		山田 嘉子
12	理 事		靱島 悦子
13	理 事		辻本 浩
14	理 事		京谷 こまえ
15	理 事		斧 和之
16	理 事		渡邊 一善
17	理 事		八木 利幸
18	理 事		中井 香奈子
19	理 事		村上 由香
20	監 事		中橋 富雄